

## 指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名： 株式会社ジェイアール東日本企画  
法人番号： 7011001029649  
住 所： 東京都渋谷区恵比寿南1丁目5番5号
- 指名停止措置期間： 令和7年11月13日から令和8年8月12日まで(9ヶ月)
- 指名停止措置の範囲： 全国
- 事実概要：

国土交通本省及び観光庁が令和5年度に株式会社ジェイアール東日本企画に交付した補助金2件に関して、実際の従事状況に基づくことなく算定した人件費を、当該補助金交付のため必要な実績報告書等に記載して国土交通本省等に提出し、補助金を過大に請求していた。

- 指名停止措置理由：

物品・役務の有資格登録業者である株式会社ジェイアール東日本企画の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するものである。

### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1～14 略	略
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内
16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番  
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 澤 畠 庄 志 電話 029-864-4385 (直通)  
総務部契約管理官 高 瀬 昌 宏 電話 029-864-6870 (直通)